

# インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

## 2 説明会の日程等（時間は45分程度）

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年3月24日（木） ① 15時00分～15時45分 ② 17時00分～17時45分	ZOOMによるオンライン説明会のみ開催	各回 100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年3月29日（火） ① 16時00分～16時45分 ② 18時00分～18時45分	ZOOMによるオンライン説明会のみ開催	各回 100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年4月21日（木） 16時00分～16時45分	公益社団法人足立法人会 会議室 足立区千住中居町25-7 ※ZOOMによるオンライン説明会も同時開催	30名 ※100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年4月22日（金） 16時30分～17時15分	公益社団法人足立法人会 会議室 足立区千住中居町25-7 ※ZOOMによるオンライン説明会も同時開催	30名 ※100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年5月13日（金） 16時00分～16時45分	公益社団法人足立法人会 会議室 足立区千住中居町25-7 ※ZOOMによるオンライン説明会も同時開催	30名 ※100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年6月7日（火） 15時45分～16時30分	足立税務署 4階大会議室 足立区千住旭町4-21 ※ZOOMによるオンライン説明会も同時開催	30名 ※100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）
令和4年6月16日（木） 16時15分～17時00分	足立税務署 4階大会議室 足立区千住旭町4-21 ※ZOOMによるオンライン説明会も同時開催	30名 ※100名	足立税務署 法人課税第1部門 ☎03-3870-8911（代表） （内線412）

## 3 説明会の参加に当たって

○ 説明会場での参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。

ZOOM参加を希望される方は、**開催5日前までに、足立法人会ホームページ**

(<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/adachi/>) または、**下記QRコード**からお申し込みください。



※メールアドレスへZOOMの招待URLを送信いたします。

当日使用するテキストは郵送いたします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、説明会場での開催を中止する場合がございます。

○ 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○ 参加の際は、マスクの着用をお願いします。

○ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ



# 知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方／

もう始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 税務署からのお知らせ

安全・便利・非対面  
キャッシュレス  
納付のご案内



窓口での納税は  
9時～16時  
までにお願ひします

### ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

事前手続オンライン対応 (個人の方に限ります)

事前手続 e-Tax

### 振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

事前手続オンライン対応

事前手続

### インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

e-Tax

### クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付(立替払い)を委託する方法です。

納付税額に応じた決済手数料がかかります。

※ 決済手数料は、国の収入になるものではありません。

事前手続 事前に税務署への手続が必要です。 e-Tax e-Taxでの利用となります。

※ QRコードは納付専用ウェブの登録商標です。